

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第158号）

答申日：平成29年2月10日（平成28年度（行情）答申第726号）

事件名：「陸自教範「広報」終了報告」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「研究本部及び各学校の平成22年度研究成果」（「平成22年度研究本部史」（2012.9.14一本本B585）10頁）に該当するもの全て。（研究本部平成22年度報告分）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 陸自教範「広報」終了報告（研定第3号）（研本研第70号（22.9.21）別冊第7）

文書2 陸自教範「会計」終了報告（研定第3号）（研本研第70号（22.9.21）別冊第8）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月15日付け防官文第19793号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、

改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として「陸自教範「用語集」研究成果（終了報告）について（報告）」他を特定し、平成25年12月25日付け防官文第17142号により第1回目、平成26年12月24日付け防官文第19051号により第2回目の開示決定を行った後、第3回目の開示決定として、本件対象文書について、その一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、平成27年12月15日付け防官文第19793号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

文書1のうち、本文(5)研究組織イの研究協力者の項中、特殊作戦群の隊員の階級、氏名等については、特殊作戦群は、主としてゲリラや特殊部隊による攻撃等に対処する部隊であり、これを公にすることにより、特殊作戦群に所属した隊員が特定され、同群の態勢及び運用等に関する情報を得ようとする者より、当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部がいわゆる文書作成ソフトにより作成したデータをPDF化したものであり、当該データはPDFを作成した後に廃棄している。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の作成手順は上記3のとおりであり、そのため保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことか

ら、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示請求者から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、上記の異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 平成29年1月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成22年度に陸上自衛隊研究本部長が陸上幕僚長に研究成果を報告した文書であり、処分庁はその一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部の担当者が、いわゆる文書作成ソフトを用いて原稿を作成したものである。

イ 本件対象文書の発簡後は、当該文書の編集の必要がないこと、誤操作による誤編集を防止する観点から、当該文書をPDFファイル形式に変換した上、上記アの原稿は廃棄した。

(2) そこで検討すると、文書完成後に原稿を廃棄したとする諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理とはいえず、また、これを保有していることをうかがわせる事情は存しないことから、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（PDFファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、特殊作戦群に所属した隊員の階級、氏名及び研究従事期間が具体的に記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特殊作戦群に所属した隊員が特定され、同群の態勢及び運用等に関する情報を得ようとする者から、当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙に掲げる部分については、特殊作戦群に所属した隊員の研究従事期間が記載されているにすぎず、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，別紙に掲げる部分を除く部分は，同号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙に掲げる部分は，同号に該当せず，開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（開示すべき部分）

文書	具体的箇所
文書 1	「2 本文（5）研究組織 イ 協力研究実施機関の研究協力者」の項の不開示部分のうち，階級及び氏名を除く部分